

スナップショット 企業結合—開示、のれんと減損

このスナップショットは、国際会計基準審議会(IASB)が公表したディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれんと減損」の概要を示しています。

IASBの目的

財務諸表利用者に提供する、企業が実施した企業結合に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善するため。この情報の改善により、利用者が、企業の経営者による企業結合の意思決定に関しより効率的に経営者へ説明を求めることができるようになります。

プロジェクトの段階

IASBは予備的見解を提示するディスカッション・ペーパーを公表しました。IASBは以下の点についてコメントを求めています。

- 提案されている企業結合の開示要求は有用な情報を提供するか、そしてそれは実行可能かどうか
- 利害関係者がのれんの会計処理方法に関する新たな証拠又は論拠を持っているかどうか

次のステップ

IASBは、予備的見解のいずれかを実行する提案を含む公開草案を開発するかどうかを決議するにあたり、受け取ったディスカッション・ペーパーへのコメントを検討することとしています。

コメント期限

2020年9月15日

プロジェクト実施の背景

合併と買収—IFRS基準では「企業結合」と呼ぶ—は、多くの場合、当事者企業にとって大規模な取引となります。これらの取引はグローバル経済において中心的な役割を果たしています。例えば、2019年に公表された取引額は合計4兆ドルに上ります¹。

IFRS第3号「企業結合」は、こうした取引に関する会計基準を定めています。IFRS第3号公表の数年後、IASBは、当該基準が意図したとおりに機能しているかどうかを利害関係者へ質問しました。このような評価プロセスを適用後レビューと呼んでいます。

利害関係者は、企業結合会計のいくつかの懸念事項を挙げました。IASBは、「のれんと減損」というリサーチ・プロジェクトにて、これらの懸念事項を調査しています。

ディスカッション・ペーパーは、利害関係者により提起された懸念事項にどのように対応するかについて、IASBの予備的見解を提示しています。

企業結合会計に関する利害関係者の懸念の例

投資家は、企業結合及びその後の成果に関する情報を十分に得られていない。

減損テストは、企業にとって複雑でコストがかかる。

のれんの減損損失の認識が遅すぎる。

のれんの償却をすべきである。既に支払われたものであり、いつかは損益に反映させなければならない。

顧客との関係やブランド等の無形資産をのれんから分離して会計処理することは企業にとって困難である。



¹JPMorgan, [2020 Global M&A Outlook](#), January 2020.

IASBの予備的見解

① 企業結合に関する開示の改善

財務諸表利用者が企業結合及びその後の成果を理解するのに役立つ情報を提供するように企業に要求します。これには以下の項目が含まれています。

- 取得年度に開示される経営者の企業結合の目的
- 取得後の期間にわたって、取得年度の目的に対して企業結合が挙げている成果

(4-6頁参照)

② のれんの会計処理の改善

背景—のれんとは何か、及びどのように減損をテストするのか (7-8頁参照)

A 減損テストはより効果的なものができるか？

大幅にはできません。また、それを合理的なコストではできません。(9-10頁参照)

B のれんは償却すべきか？

減損テストのみモデルを維持します。(11頁参照)

C 減損テストは簡素化できるか？

可能です。定量的な年次減損テストを免除し、使用価値の見積方法を簡素化します。(12頁参照)

③ その他の論点

- 貸借対照表にてのれんを除いた資本合計金額を表示するように企業へ要求します。
- 企業結合時に認識される無形資産の範囲を変更しません。

(13頁参照)

① 企業結合に関する開示の改善

論点

投資家は、取引時点における企業結合に関する情報、及びその後どれほどの成果を挙げているかに関する情報を望んでいます。投資家は、取得事業における企業の経営能力（被取得事業の識別、取得価格の適切性、取得事業の統合作業、取引からの便益の実現）を評価できるようにしたいと望んでいます。このような情報により、投資家は、取得の意思決定に関する経営者の説明責任を追及することが可能となります。

しかし、IFRS基準は、企業結合後の成果に関する情報を企業に開示することを、明確に要求していません。

IASBの予備的見解

投資家に必要な情報を提供するために、企業は、経営者の企業結合の目的及び当該目的に対しどれほどの成果を挙げているかについて開示しなければなりません。

このような情報は、IASBが指定する特定の指標ではなく、経営者が企業結合をモニタリングするために使用している情報に基づくものでなければなりません。なぜなら、

- IASBは、経営者は内部的に企業結合をモニタリングし、その成果を把握しているものと考えています。
- 企業結合の目的は、企業ごとに固有であるため、IASBが特定の単一の指標を指定したとしても、それではすべての企業結合について有用な情報を提供することができないからです。

企業は、企業結合の成果をモニタリングするために経営者が内部的に使用している情報を開示することになります。外部報告のためだけに情報を作成する必要はありません。

企業は、最高経営意思決定者（IFRS第8号「事業セグメント」に説明のある用語）が使用する企業結合情報の開示を求められます。IASBは、当該アプローチが投資家が必要とする情報を提供できるかどうかに関する利害関係者の見解に注目しています。

企業結合の成果に関する開示

取得日時点

企業結合の戦略的根拠

企業結合の目的

目的の達成度を
モニタリングする指標

取得日後

目的に対する成果

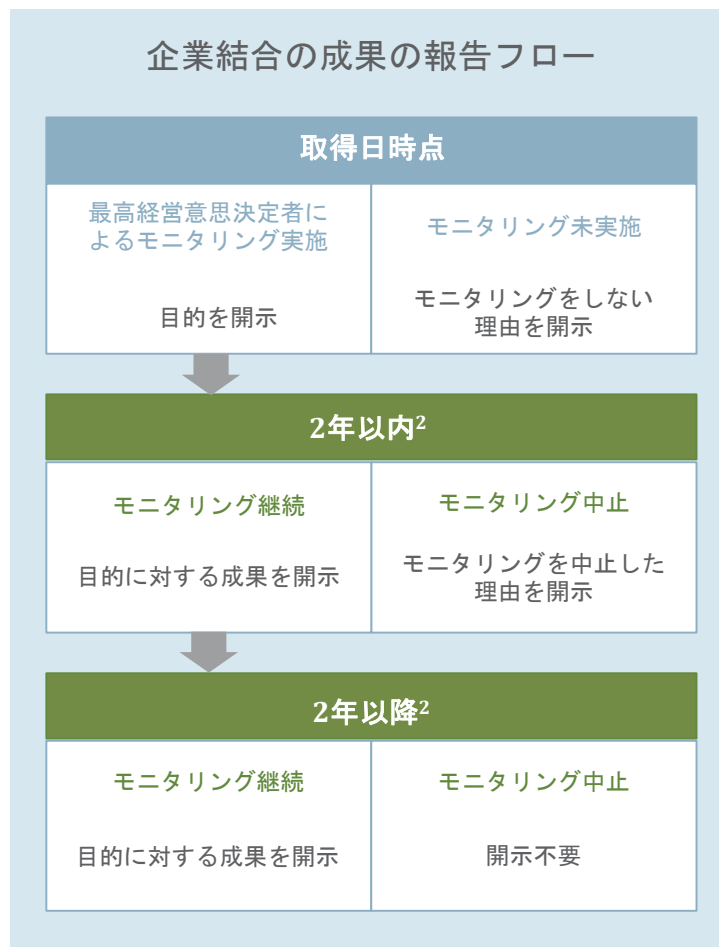
投資家はどれだけの期間において企業結合の成果についての情報を必要とするか

被取得事業が取得企業の他の事業と区別ができなくなることにより、企業結合のその後の成果に関する情報は、その後比較的短期間で重要な意味を持たなくなると、利害関係者は述べています。

他方で、被取得事業が統合される場合であっても、経営者は企業結合後の最初の数年間は、企業結合が上手く機能しているかどうかの状況について把握している可能性が高いです。

したがって、IASBの予備的見解では、最高経営意思決定者が企業結合を目的に照らし合わせてモニタリングし続ける限り、企業は企業結合についての情報を提供し続ける必要があるとしています。

最高意思決定者が企業結合をモニタリングしない場合、あるいは企業結合後の短期間でモニタリングを中止した場合、企業はその旨を開示し、その理由を説明することが必要となります。



IFRS第3号における開示要件の更なる改善

企業は、企業結合に関して十分に有用な情報を提供していない場合があると、利害関係者は述べています。IASBは、企業結合年度に企業が提供する開示における的を絞った改善を検討しています。

・ 期待されるシナジー

企業は、企業結合から期待されるシナジーの管理について説明し、期待されるシナジーの金額またはその範囲を開示する必要があります。この情報は投資家が取得価額に寄与した要因をよく理解するのに役立ちます。

・ 被取得事業における確定年金債務

企業は、被取得事業において引き継がれた確定給付年金債務の金額を、他の種類の負債とは区分して開示する必要があります。この情報は、投資家が投下資本に対する利益を評価するのに役立ちます。

² 企業結合年度終了後、満2年

Q&A—企業結合についての開示及び有効な実施方法

Q1 目的についての情報は将来予測に関する情報なのか？

いいえ。IASBの見解では、そのような情報は企業結合時点における経営者の見解や目標を示しています。この情報は、企業が財務諸表を作成する時点における企業結合の成果の見通しを示すものではありません。

Q4 被取得事業が企業結合後に統合される場合、何が起きるか？

IASBの予備的見解を適用すると、企業は最高経営意思決定者が企業結合をモニタリングするために使用する情報を開示することになります。これは、結合された事業についての情報である場合があります。

その場合には、最高経営意思決定者は、結合された事業に関する情報が、企業結合の成果に対してどのようなシグナルを送るかについての更なる説明を入手できる場合もあります。こうした場合には、もし投資家が企業結合の目的に合致しているかどうかの理解に必要なときは、企業はそのような情報も開示する必要があります。

Q2 経営者が使用する指標を変更する場合、何が起きるか？

そのような場合、企業は新たな指標及び当該変更の理由を開示する必要があります。企業は最高経営意思決定者がもはや内部で使用していない指標を継続して開示することを要求されません。

Q5 企業結合の成果に関する情報は、主観的過ぎて検証できないのではないか？

IASBは、企業結合の成果に関する情報が以下の点において客観的に検証可能であることを期待しています。

- 経営者がモニタリングするために実際に使用されているか
- 作成に当たって明確な基準があるか
- 企業結合の成果を忠実に表しているか

Q3 なぜIASBの提案では、最高経営意思決定者が言及されているのか？

企業結合の成果をモニタリングすること及び事業を取得するための資源配分を決定することは、最高経営意思決定者の役割の一部であるものと考えられます。

最高経営意思決定者に言及することによって、最も重要な企業結合に関する最も重要な情報の開示に焦点を当てることに役立つとIASBは考えています。このアプローチを使用して、IASBは投資家に有用な情報を提供することを目指していますが、作成者に不要な負担をかける可能性のある過度な開示は避けるようにしています。

最高経営意思決定者は、IFRS第8号を適用する企業にとって親和性のある概念である必要があります。

② のれんの会計処理の改善

論点

利害関係者は以下の懸念を示しています。

- のれんの減損損失の認識のタイミングが遅すぎる
ことが多く、損失が発生した事象のタイミン
グからかなり後となっている
- 減損テストの実施は、コストがかかり複雑であ
る

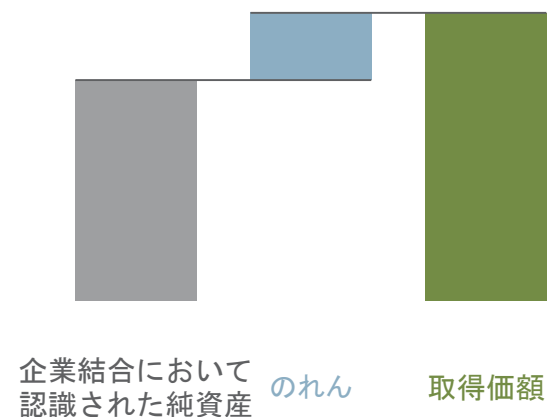
これらを踏まえ、IASBは以下の論点を検討しまし
た。

- A. 減損テストの有用性改善の可否（9-10頁）
- B. のれんの償却の是非（11頁）
- C. 減損テストの簡素化の可否（12頁）

のれんとは何か。企業はどのように会計処理するか。

企業が事業を買収した時には、貸借対
照表に取得した資産や負債とともに、
多くの場合のれんと呼ばれる資産を計
上します。

取得日時点において、企業は被買収事
業に対して支払った金額が取得によっ
て認識された個別の資産及び負債の公
正価値を超える金額をのれんとして測
定します。



取得企業がこの超過額を支払うのは、将来におけるシナジーなど企業結合から生じる便益
を享受することを期待しているからであり、それらの便益は、貸借対照表において個々に
識別可能資産として計上されません。

2004年にIASBがIFRS第3号を公表する前には、企業はのれんを償却することを要求されて
いました — つまりのれんは一定の期間（その耐用年数）において徐々に減額されていま
した。2004年にIASBはのれんの年次減損テストを実施する要件を導入し、のれんの償却を
禁止しました。

減損テストはどのように機能するか

減損テストでは、IAS第36号「資産の減損」を適用し、資産価値が貸借対照表に計上された金額（帳簿価額）よりも低いかどうかを評価します。

企業は、以下のいずれか高い価額の方を用いて資産価値（回収可能価額）を見積ります。

- 当該資産を使用し続けることによって生成されると期待されるキャッシュ・フローの金額（使用価値）
- 当該資産を企業が売却することによって得られる金額（売却コスト控除後公正価値）

資産価値が帳簿価額よりも低い場合、企業は減損損失を認識します。当該減損損失は、貸借対照表価額を資産価値まで減額します。この減損損失は、その期の損益において費用として認識されます。

のれんの減損テストの手法

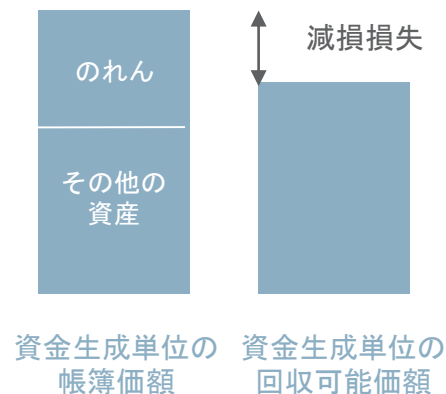
多くの資産—例えば建物やブランド—は、他の資産と協働して、財及びサービスの提供から生成する企業の資金によって、はじめて企業価値を生み出すことができます。

企業はこれらの資産をまとめ、一つのグループとして減損テストを実施します。この資産グループは資金生成単位と呼ばれています。

のれんは、そのような資産の一つであり、他の資産と一緒にのみ減損テストを行うことができます。

ある資産グループが減損していると企業が結論づけた場合、減損損失はまず他の資産の帳簿価額を減額する前に、当該グループ内ののれんの帳簿価額を減額します。

結果として、減損テストはのれんの減損を直接評価することはできません。



②A 減損テストの有効性の改善の可能性

論点

IASBは、一部の利害関係者から、減損テストではのれんの減損を適時に認識していないと聞いています。認識が遅れる理由は、

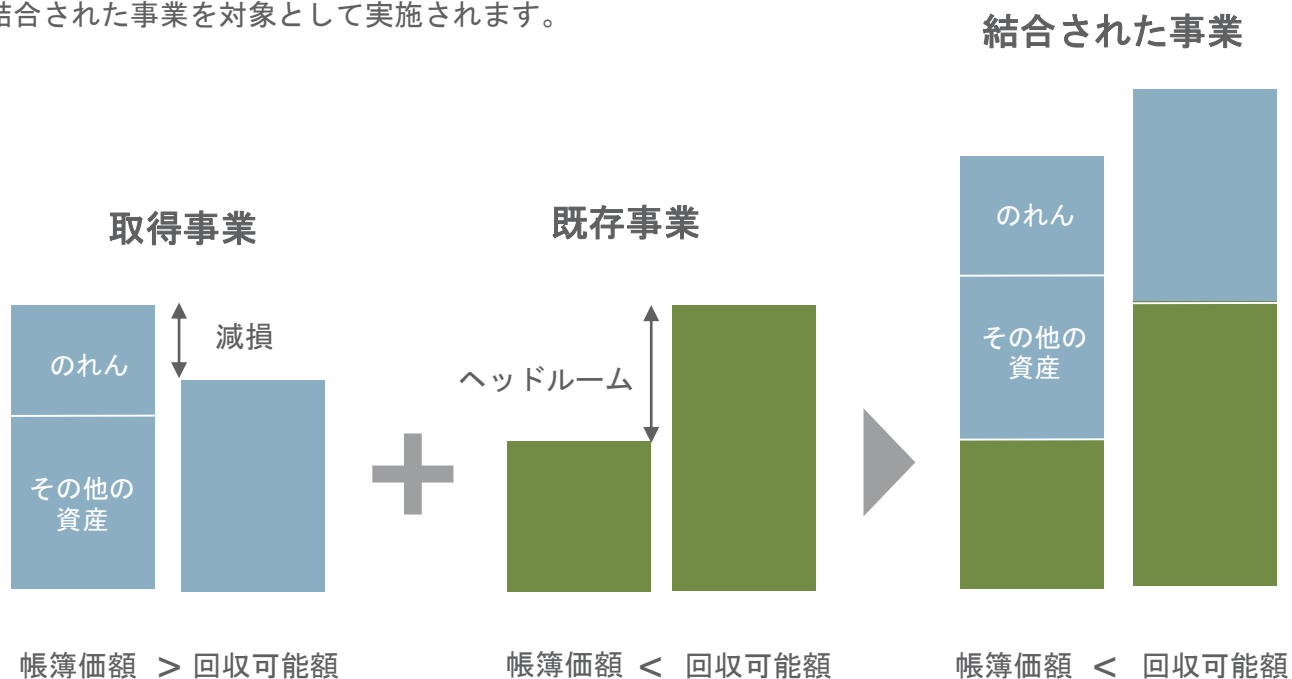
- 経営者が予想する将来キャッシュフローが過度に楽観的である(10頁参照)
- 例えば、取得事業が結合した既存事業の持つヘッドルームによって、のれんが、減損から「シールド」されている
- 主に事業の価値のすべてが貸借対照表で認識されているわけではないため、「ヘッドルーム」は発生する。たとえば自己創設の無形資産は貸借対照表に含まれていない。

「シールドイング」の解説

この例では、取得事業の業績が期待どおりではありません。買収後、取得事業が既存事業と独立して運営され、減損テストが個別に行われた場合、取得事業の価値（回収可能額）が帳簿価額を下回るため、のれんの減損が認識されます。

ただし、多くの場合において、取得事業は既存事業に結合されるため、そのような場合は、減損は結合された事業を対象として実施されます。

その場合、取得事業の業績が低いにもかかわらず、結合された事業の回収可能価額が帳簿価額を上回るため、減損は認識されません。既存事業のヘッドルームは、取得事業の回収可能額の減少を吸収し、のれんを減損から「シールド」します。



IASBの予備的見解

IASBは、取得のれんの減損損失をより早く認識するために「シールド」の影響が軽減される減損テストを設計できるかどうかを検討しました。

広範な作業の結果、IASBは、合理的な費用でのれんの減損テストの有効性を大幅に改善することは不可能であるという結論に至りました。

IASBの予備的見解は、のれんは他の資産とともに減損テストを行う必要があるが、このような資産グループには「ヘッドルーム」が含まれる可能性があるため、減損テストから「シールド」を取り払うことはできないというものです。

したがって、減損テストは、取得事業の成果に関して常にシグナルを送れるものとはいえません。IASBは、買収の成果に関する適時の情報に対する投資家のニーズを満たすために、4~5頁で説明した開示を開発しました。

減損テストが適切に運用されている場合には、のれんを含む資産グループ全体の帳簿価額が回収可能額を超えていないことを保証するという目的を達成します。

IASBの予備的見解は、将来キャッシュフローの見積りが楽観的過ぎるかどうかについては、IFRS基準の変更によってではなく、監査人および規制当局によって適切に対処されるのが最善であるとしています（9頁参照）。企業は、IAS第36号により減損テストを実施する際に、合理的かつ裏付け可能な見積りを使用することが求められています。

✓ 減損テストは、以下を評価します

- 企業の資産の価値がその帳簿価額より高いかどうか
- 資金生成単位に含まれる資産については、その資金生成単位（または、そのグループ）全体の価値がその帳簿価格より高いかどうか

✗ 減損テストは、

- のれん自体を直接テストすることができない
- 買収の成功・失敗に関するシグナルを送るようには設計されていない
- 将来キャッシュフローに関して経営者の見積りに依拠せざるを得ない。その見積りは常に主観的である

②B 減損テストのみか、償却の再導入か

IASBは、減損テストを合理的なコストで大幅に改善することはできないと結論付けたため（10頁参照）、一部の利害関係者が示唆したように、のれんの償却を再導入するかどうかを検討しました³。

IASBの予備的見解

のれんを償却すべきか、減損テストのみとすべきかについては、常に大きく意見が分かれています。各アプローチには限界があります。

IASBの予備的見解は、減損テストのみのモデルを維持すべきとしています。IASBメンバーの多数意見は、のれんの償却により財務報告が大幅に改善されるという説得力ある証拠はないというものです。しかし、予備的見解の採決における多数意見と少数意見の差が小さかったため、IASBはこの論点に関する利害関係者の見解に関心を持っています。

IASBは、この論点の検討を前進させるための、利害関係者から新たな論拠が提供されることを期待しています。

IASBは、2つのアプローチの一方を支持する利害関係者から以下のような論拠を聞きました。

のれんの償却の再導入	減損テストのみのモデルの維持
ある意見は...	別の意見は...
貸借対照表上ののれんの残高は、過大であり、その結果、会社の経営者はこれを説明することができない。償却は、取得したのれんを直接対象とする簡素なメカニズムを提供するが、減損テストではできない。	減損テストのみのモデルは、投資家に有用な確証的な情報を提供している。償却は、簡素だが、恣意性が含まれる可能性があるため多くの投資家が無視しており、多くの企業が投資家に提供する業績指標から償却を除外している。
減損テストがIASBの意図したとおりに機能しておらず、のれんが価値を失った場合、常に減損することにはならない。	減損テストは、適切に運用された場合には、IASBが意図したとおりに機能し、一つの事業におけるのれんおよびその他の資産は、その資産グループとしては過大評価されていない。
のれんは減耗資産であり、経済的利益が費消されるにつれて減少する。償却は、のれんの費消を示す唯一の方法である。	のれんの経済的利益は期限を限らずに存続し、減耗資産ではない。
償却によりのれんの帳簿価額が減少し、減損の可能性が低くなるため、のれんの償却により、最終的に減損テストの適用が容易かつ低コストになる。	特に、最初の数年間は、のれんの償却により減損テストのコストが大幅に削減されることはない。

³ 企業は、たとえのれんが償却されたとしても、のれんの減損テストを実施する必要があります。

2C 減損テストの簡素化

IASBは、テストの堅牢性を大幅に低下させることなく、利害関係者によって提起された懸念に対処するために減損テストを簡素化しようとしています。

年次減損テストの免除

IAS第36号は、減損の兆候がなくても年次の定量的減損テストを企業に要求しています。利害関係者は次のように述べています：

年次テストは企業のコストがかかる。それに関わらず、減損の兆候がない場合、投資家に有用な情報はほとんど提供されません。



IASBの予備的見解は、減損の兆候がない場合、のれんを含む資金生成単位の年次の定量的減損テストを実施する必要はないとしています。企業は、依然として減損の兆候があるかどうかを判定する必要があります。

この変更により、減損テストにかかるコストが削減されます。

IASBは、次の理由により、変更によってテストの堅牢性が大幅に低下することはないと考えています。

- 減損の兆候がない場合、定量的テストが多額の減損損失を識別する可能性は低い
- 毎年テストを実施しても、「シールド」を取り除くことはできない（9頁参照）。

使用価値の見積りの簡素化

IAS第36号は、使用価値（8頁参照）を税引前ベースで見積り、将来の確約されていないリストラクチャリング又は資産効率の向上から生じるキャッシュ・フローを見積りから除外することを企業に求めています。利害関係者は次のように述べています：



キャッシュ・フローを一部除外するためには追加のコストがかかります。税引前割引率は測定できません。よって、テストでは通常、税引後割引率を使用しています。

IASBの予備的見解は、次のとおりです。

- 確約されていない将来のリストラクチャリング又は資産効率の向上から生じるキャッシュ・フローを含めることに関する制限を削除します。キャッシュ・フローの見積りは、依然として合理的で裏付けがある必要があります。
- 税引後割引率と税引後キャッシュ・フローの使用を認めます。

これらの変更は、

- キャッシュ・フローの見積りを企業の内部予測と整合させることにより、減損テストの実施コストと複雑さを軽減します。
- 経営者の見積りや業界の慣行に沿った、より有用で理解可能な情報を提供します。

③ その他の論点

のれんを除く資本合計

IASBの予備的見解は、のれんを除く資本合計の額を貸借対照表に表示することを要求しています。

のれんは他の資産とは異なります。間接的にのみ（事業評価の一部として）測定でき、個別に売却することはできません。

のれんを除く資本合計の額を貸借対照表に表示することにより、その金額が明確になり、純資産の大部分をのれんが占める企業について投資家の注意を引くことができます。

のれんを除く資本合計の額を貸借対照表の小計として表示することは、貸借対照表の構造から容易ではありません。しかしながら、貸借対照表に表示する方法は他にもあります。たとえば、のれんを除く資本合計の額を貸借対照表の独立した項目として表示することが考えられます。

取得した無形資産をのれんとは別に認識する

IASBの予備的見解は、IFRS第3号およびIAS第38号「無形資産」の要求事項は変更しないというものです。

IFRS第3号の公表時に、IASBは、ブランドなど、のれんとは別に認識する取得無形資産の範囲を拡大しました。そのアプローチに対して利害関係者の見解は、異なるものでした。そのコストをのれんとは別に認識することに関する企業の見解も異なるものでした。

この情報がどれほど有用で費用がかかるかについての見解が異なるため、IASBは、企業結合で認識された無形資産の範囲を変更すべきであるという説得力ある証拠を得ることはできませんでした。

取得及び自己創設の無形資産の会計処理を一致させるかどうかの検討は、このプロジェクトの範囲外です。



個別に認識することは、企業が購入したものを説明するのに役立ちます。また、耐用年数が有限の無形資産が個別に認識され、償却されることとなります。

次の理由により、個別に認識することでは有用な情報が提供されません。

- 同様の無形資産が内部生成された場合は認識されません。
- 一部の無形資産は識別及び評価が困難です。



無形資産に関するより広範なプロジェクトをIASBの作業計画に追加すべきと考える場合は、IASBの[2020年アジェンダ・コンサルテーション](#)に意見を提出してください。

IASBの予備的見解の要約

IASBは、予備的見解を一つのパッケージとして、以下の目的を達成するうえで、バランスのとれたものであると考えています。

- より有益な情報の提供に関して、投資家が経営者に説明を求めやすくする
- 企業のコストの削減

IASBは、変更の可能性のある右の表の各項目について以下を検討しました。

- これらが適用された場合、変更が目的の達成に役立つかどうか
- 変更するかどうかに関するIASBの予備的見解

IASBは、企業にとって合理的な費用で、減損テストを著しく効果的にすることができるかどうかを検討しましたが、予備的見解では、これは不可能であると結論付けました（10頁参照）。

IASBが検討した 変更の可能性のある項目	目的		IASBの 予備的見解
	より有益な情報	コストの削減	
① 企業結合に関する開示の改善	✓	✗	変更します
② のれんの償却	✗	✓	変更しません
年次の強制的な減損テストからの免除	...	✓	変更します
使用価値の見積方法の修正	✓	✓	変更します
③ のれんを除く資本合計の表示	✓	...	変更します
一定の無形資産をのれんに含めること	✗	✓	変更しません

✓ 目的に適合している ✗ 目的に適合していない ... 重要な影響がない

追加情報

ディスカッション・ペーパーに関するコメントの提出期限は2020年9月15日です。

ディスカッション・ペーパーの質問事項に対して回答してください。一部の質問事項についてのみ回答していただいても結構です。

このプロジェクトの最新の開発状況、電子メールアラートのサインアップをご希望の方は、www.ifrs.org/projects/work-plan/goodwill-and-impairment/ にアクセスしてください。

この文書について

このスナップショットは、利害関係者の便宜のためにIFRS財団のスタッフが編集したものです。この文書で表明している見解は、この文書を作成したスタッフのものであり、必ずしもIASBの見解・意見ではありません。このスナップショットの内容は助言を構成するものではなく、IASBが発行した信頼できる文書とみなすべきではありません。

eIFRS加入者は、IASBの公式声明を電子形式で入手できます。出版物は、www.ifrs.orgで入手できます。



IAS®

International Financial Reporting Standards®

IFRIC

IFRS Foundation®

®SIC®

IFRS®

IASB®

Contact the IFRS Foundation for details of countries where its trade marks are in use or have been registered.

The International Accounting Standards Board (Board) is the independent standard-setting body of the IFRS® Foundation.

Columbus Building | 7 Westferry Circus | Canary Wharf | London E14 4HD | United Kingdom

Telephone: +44 (0)207246 6410

Email: info@ifrs.org | Web: www.ifrs.org

Publications Department

Telephone: +44 (0)207332 2730

Email: publications@ifrs.org

Copyright © 2020 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. No part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'IFRS Taxonomy', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in London.



Printed on 100 per cent recycled paper